
監 査 委 員

29年監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成28年度に執行した監査の結果（平成29年2月10日から平成29年3月31日までの間に執行した機関）を次のとおり公表する。

平成29年7月25日

京都府監査委員 片 山 誠 治
 同 田 中 健 志
 同 森 敏 行
 同 井 上 元

なお、監査執行者は次のとおりである。

監 査 委 員	執 行 期 間
菅 谷 寛 志	平成29年2月10日～平成29年3月31日
渡 辺 邦 子	平成29年2月10日～平成29年3月31日

森 敏 行	平成29年 2月10日～平成29年 3月31日
井 上 元	平成29年 2月10日～平成29年 3月31日

第1 定期監査

平成29年 2月10日から平成29年 3月31日までの間における定期監査を次のとおり執行した。

1 監査実施機関、監査実施日及び実施方法

平成28年度の監査対象機関のうち、知事部局7箇所、教育委員会1箇所の計8箇所について監査を執行した。その他主要な工事2箇所について、別に工事監査を執行した。

監査の実施方法は、監査対象機関等に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する「実地監査」及び関係書類の提出を求め、これに基づき関係者から説明を聴取する「書面監査」により行った。

また、公金管理の適正化を図るために、特別財務調査として、事前通告なしに所属における現金等の保管状況を知事部局2箇所、教育委員会10箇所の計12箇所実施するとともに、物品等の納入状況について、地方自治法第199条第8項の規定による関係人調査を本庁及び地域機関から抽出した2機関に係る5事業者に対して行い、納入業者が保管する帳票等による裏付調査を実施した。

おって、会計事務に係る月例点検を例月出納検査と併せて実施した。

なお、監査実施機関の名称、監査実施日及び実施方法は、次表のとおりである。

実施機関名等	監査実施日	実施方法
京都東府税事務所	平成28年 9月 1日～12月26日・平成29年 2月15日	実地監査
京都西府税事務所	平成28年 9月 1日～12月26日・平成29年 2月15日	実地監査
京都南府税事務所	平成29年 1月24日・2月15日	実地監査
自動車税管理事務所	平成29年 1月25日・2月15日	実地監査
流域下水道事務所	平成29年 2月 2日・3日・3月 2日	実地監査
府立体育館	平成28年12月13日・平成29年 2月17日	実地監査
京都林務事務所	平成29年 2月16日・17日	書面監査
府立城南菱創高等学校	平成29年 2月 3日・3月 2日	実地監査
職員研修・研究支援センター	平成29年 3月 9日	特別財務(現金)
保健環境研究所	平成29年 3月 9日	特別財務(現金)
府立鴨沂高等学校	平成29年 3月 9日	特別財務(現金)

府立朱雀高等学校	平成29年 3月 9日	特別財務(現金)
府立洛水高等学校	平成29年 3月 9日	特別財務(現金)
府立京都すばる高等学校	平成29年 3月 9日	特別財務(現金)
府立久御山高等学校	平成29年 3月 9日	特別財務(現金)
府立田辺高等学校	平成29年 3月 9日	特別財務(現金)
府立亀岡高等学校	平成29年 3月 9日	特別財務(現金)
府立南丹高等学校	平成29年 3月 9日	特別財務(現金)
府立聾学校	平成29年 3月 9日	特別財務(現金)
府立向日が丘支援学校	平成29年 3月 9日	特別財務(現金)
災害対策課	平成28年 9月27日～平成29年 2月21日	特別財務(物品)
流域下水道事務所(本津川上流浄化センター建設工事)	平成29年 2月14日	工事監査
スポーツ施設整備課(山城総合運動公園テニスコート上屋新築工事)	平成29年 2月22日	工事監査
例月出納検査(会計事務月例点検)	平成29年 2月23日・27日	-
	平成29年 3月27日・30日	-

※ 特別財務調査のうち物品等納入状況に係る関係人調査については、指摘等が見られた機関のみを記載

2 監査執行における重点事項

定期監査は、平成27年度分の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、平成28年度監査計画及び監査実施要綱に基づき、次の重点事項を踏まえ執行した。

とりわけ、京都府の財政状況が極めて厳しい中で、行財政の効率的かつ適正な執行が強く求められていることに鑑み、事務事業の経済性、効率性及び有効性といった視点も踏まえた監査の執行に努めた。

監査における重点事項

- (1) 合規性・正確性視点といった手続面のみならず、内容面にも踏み込んで監査を行い、公金の有効活用等が図られているか等府民目線に立った監査を実施する。
- (2) 現地・現場主義による監査委員審査の充実
- (3) 次の重点項目を設定し、効率的・効果的な監査を実施する。
 - ア 事務事業を実施するに当たり、法令で定める手続が適正に行われているか。
 - イ 補助事業の履行確認及び補助団体に対する指導は適切に行われているか。
 - ウ 統一的な基準による地方公会計制度の円滑な導入に向けて、公有財産及び物品が適正に管理され

ているか。

3 監査の結果

監査の結果は以下のとおりである。

(1) 指摘

会計 一般	収入	支出	契約	物品	財産	現金	課税	納税	工事	その他	合計
0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2

① 支出

- ・報償費及び旅費の支払遅延が再発している事例が認められた。(家庭支援課)
- ・管理職手当等の認定誤り及びその支給が大幅に遅延している事例が認められた。(教職員課)

(2) 注意

会計 一般	収入	支出	契約	物品	財産	現金	課税	納税	工事	その他	合計
0	0	2	1	0	0	1	0	0	1	0	5

第2 財政的援助団体等監査

平成29年 2月10日から平成29年 3月31日までの間における財政的援助団体等監査を次のとおり執行した。

1 監査実施機関、監査実施日及び実施方法

地方自治法第199条第7項の規定により、府が平成27年度において補助金の交付等をしている団体に対し、その事業が、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施した。

監査の対象は、①補助金等交付団体(補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体)、②出資団体(資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体)及び③公の施設の指定管理者の中から抽出により選定した8団体である。

監査の実施方法は、監査対象機関等に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する「実地監査」及び関係書類の提出等を求め、これに基づき関係者から説明を聴取する「書面監査」により行った。

実施機関名等	区分	監査実施日	実施方法
京都府土地開発公社	出資	平成29年 1月24日・25日・2月21日	実地監査
公益社団法人 京都府畜産振興協会	出資	平成29年 2月10日	書面監査
公益財団法人 青少年野外活動総合センター	管理	平成29年 2月14日	書面監査
一般社団法人 京都国際工芸センター	出資	平成29年 2月14日	書面監査
学校法人 明珠学園	補助	平成29年 2月15日	書面監査
北山街協同組合	管理	平成29年 2月16日	書面監査

植彌加藤造園 株式会社	管理	平成29年 2月17日	書面監査
一般社団法人 京都府トラック協会	補助	平成29年 2月21日	書面監査

2 監査における調査事項

監査は、監査実施要綱に基づき、次の事項を踏まえて執行した。

監査における調査事項

(1) 全般的調査事項

- ア 補助金等の交付団体については、交付の目的に沿って事業活動がなされているか。
- イ 出資団体については、出資の目的に沿って事業活動が行われているか。また、事業活動や経営内容について改善を要する点はないか。
- ウ 公の施設の管理団体については、効率的で良好な管理運営が行われているか。

(2) 財務経理に関する事項

- ア 会計基準等に基づき適正かつ効果的に経理されているか。
- イ 内部牽制(チェック)体制は採られているか。
- ウ 経費の支出に係る証拠書類が、適切に保存されているか。
- エ 契約方法や事務処理について、改善を要する点はないか。
- オ 決算に係る計数は、決算書等の所定の項目に沿って表示されているか。

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

補助金等に係る事業、事業運営及び管理委託に係る事業は、いずれも所期の目的に沿って執行されていたが、経理事務について、2件の注意を要する事例が認められた。

第3 監査委員による主な意見・要望

監査委員の主な意見・要望は、以下のとおりである。

① 災害からの安全な京都づくりの推進

「災害からの安全な京都づくり条例」の制定を踏まえ、災害時の中核となる公共施設をはじめ、住宅や緊急輸送道路沿線建築物の耐震化促進など、府内全域で災害に強いまちづくりを推進されたい。

また、大規模自然災害の発生に備え、情報弱者対策も含め、府民が自らの命は自ら守る行動ができるよう災害危険情報の的確な提供・周知・活用の取組を推進するとともに、発災時の車中避難等、新たな課題にも対応した地域防災計画の見直しに取り組まされたい。

② もうひとつの京都事業の推進

昨年度の「海の京都博」に続き、今年度は「森の京都博」が開催され、来年度は「お茶の京都博(仮称)」が予定されている。

これらは、それぞれの地域の特性を活かし、民間主体で地域活性化、産業振興をめざす正に地域創生の取組として期待される。

今年度の「森の京都博」と来年度の「お茶の京都博(仮称)」がそれぞれの地域で大交流を生み出し、地域活性化の大きな契機となるようしっかり取り組まれるとともに、「もうひとつの京都事業」が一過性に終わることなく地域に根付くよう取り組まれたい。

③ 会計事務の執行体制の強化等

会計事務の適正化については、これまでから全庁を挙げて取り組んでいただいているところであるが、外部委員の報償費・旅費等の支払遅延の事例が依然として散見されている。平成27年度の定期監査においても、長期にわたる遅延事例が多数検出されており、本府の信用失墜につながりかねない問題。

また、契約書の必要条項漏れなど、ケアレスミスに起因する事例も引き続き検出されている。

会計管理者において、注意喚起や報償費等の支払いチェック表の推奨、システム改修など改善に向けた取組が進められており、監査委員としても、定期監査や決算委員審査を通じて周知・徹底を図っているが、十分な是正につながっていない。

については、監査の指摘を厳粛に受け止め、組織として会計事務の執行体制の強化を図られたい。

④ 職員の人材育成等

「京都府人材育成プラン」では、専門的な分野で活躍するスペシャリストと、広範囲にわたる知識を有し全庁的な視点で業務を行うゼネラリストをバランスよく育成し、適所に配置するという、複線型人事制度の構築を図るとしているが、複雑・多様化する府民ニーズや新しい行政需要に対応できるスペシャリストだけでなく、会計や経理事務など行政運営を下支えする分野で高度な専門知識と経験を有するスペシャリストも必要。

こうした人材が育成・配置され、その業務に見合った処遇がなされるよう図られたい。

⑤ 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けての文化・スポーツの振興

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催まで4年を切ったが、「京都文化力プロジェクト2016-2020」が、単に一過性のイベントとして終わることなく、開催を契機に、「文化首都・京都」にふさわしい京都文化を世界に向けて発信する取組となるような事業を展開されたい。

また、ジュニアアスリートの育成をはじめ、府民のスポーツへの関心や意欲を高め、健康づくりや生きがいづくりなど生涯スポーツとして根付くような取組を推進するとともに、地域の交流促進や活性化にもつなげていくための施策を展開されたい。

⑥ 再生可能エネルギーの導入促進等

エネルギーの安定供給確保と地球温暖化対策の着実な推進に向け、家庭をはじめ各産業部門での再生

可能エネルギーの導入促進をなお一層図るとともに、木質バイオマス発電など地域振興やまちづくりと一体となった再生可能エネルギーの導入促進等エネルギーバランスを考慮した取組を推進されたい。

あわせて、水素社会の実現に向け、燃料電池自動車(FCV)の公用車への率先導入等、「京都府燃料電池自動車(FCV)普及・水素インフラ整備ビジョン」に掲げる目標達成に向けた取組を推進されたい。

⑦ 伝統産業の振興

外国人観光客が増加する中で、日本の伝統文化を支えてきた財産である京都の伝統産業への関心も高まりつつある。

この機会を捉えて、丹後ちりめんなど染織物製品を服飾やインテリアの素材として海外展開したり、伝統的な意匠を活かした洋食器を開発し海外に売り込むなどの動きが生まれつつあり、こうした伝統工芸品の素晴らしさを活かした新たな製品開発・販路開拓を一層推進されたい。

また、分業体制が崩壊の危機にある伝統工芸品の生産体制を再構築するなど伝統産業の振興に取り組まれたい。

⑧ グローバル人材の育成推進

グローバル社会で活躍できる人材を育成するため、今後、小学校の英語教科化やアクティブラーニングの導入などが予定されており、これに対応できる教員等の育成・確保にしっかり取り組む必要がある。

また、生きた英語の学習や異文化体験を通じて、国際感覚豊かな人材を育成することは大変有意義であり、こうした取組を積極的に推進するとともに、「府立高校生グローバルチャレンジ事業」による府立高校生の海外留学支援をアジア地域も含めて一層拡充されたい。